

変更届書提出時に必要な書類一覧

※「変更届書」は全ての変更事項で提出が必要です。

変更事項	提出時期	添付書類	別紙 番号	備考
営業所の名称	30日以内	-	-	・変更後、許可証の書換え交付申請をすることができます。 ・他の薬事関係業務（高度管理医療機器等販売業・貸与業、毒物劇物販売業など）の変更の届出（事後）も必要です。
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	30日以内	-	-	
開設者の氏名又は住所	30日以内	・戸籍謄本又は抄本 ※個人の場合	-	・開設者の氏名を変更したときは、許可証書換え交付申請をすることができます。
		・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※法人の場合	-	
薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 （開設者が法人である場合のみ）	30日以内	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行してから3か月以内	-	・役員を変更した場合は、変更届書の備考欄に変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載してください。
		・診断書 ※役員が申請書記載の欠格事項(6)該当時のみ ※発行してから1か月以内	1	
構造設備の主要部分	30日以内 ※要事前相談	・構造設備の概要	2	・構造設備規則に適合しているか確認するため、事前に小樽市保健所までご相談ください。
		・求積表	3	
		・平面図	-	
営業所管理者の氏名・住所	30日以内	雇用証明書 ※管理者変更時のみ	4	・他の薬事関係業務の管理者も同時に変更した場合は、別途変更届が必要です。
		資格証明書(原本及び写し) ※管理者変更時のみ	-	
		従事経験証明書 ※医療用ガス類、歯科用医薬品の従事経験者が管理者となる場合	5	
当該店舗において併せ行うその他の薬事関係業務の種類	30日以内	-	-	
放射性医薬品を取り扱うときはその放射性医薬品の種類	30日以内	・平面図	-	
		・放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類（構造設備規則第1条第2項から第5項の基準を満たすことがわかる書類）	-	

※変更内容によっては他の薬事関係業務（高度管理医療機器等販売業・貸与業、毒物劇物販売業など）の変更の届出も必要な場合があります。

※書類の提出日（郵送の場合は到着日）において、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は発行してから3か月以内のもの、診断書は発行してから1か月以内のものが 필요합니다。

※登記事項証明書、診断書、資格者の雇用関係書類をすでに小樽市保健所に提出している場合、同一開設者に限り、添付書類省略【別紙番号 6】の提出に代えることで添付を省略することができます。ただし、廃止した施設の申請書に添付していた場合は省略できないこともありますので事前にご相談ください。

※提出期限を過ぎた場合、遅延理由書【別紙番号 7】が必要になります。